

はしがき

本書は、目次の構成から明らかなように、①原発に関する憲法・人権論（第Ⅰ部）、②集団的自衛権容認を中心とする安全保障論批判と対案としての永世中立論（第Ⅱ部）、③安全保障政策と改憲論（第Ⅲ部）という3つのテーマについて憲法理論的に検討するものである。いずれも、現安倍政権がかかげる「積極的平和主義」の下で密接に関連する焦眉の問題であるが、②と③は筆者が従来から継続的に検討してきたテーマである。それに比べて、①は新しく問題提起するテーマであることから、その特色を強調するために、本書のタイトルは『脱原発と平和の憲法理論—日本国憲法が示す平和と安全—』と題している。

筆者は、これまで『平和主義と改憲論議』（法律文化社、2007年）と『平和憲法と永世中立』（法律文化社、2012年）において、そのときどきに論議された平和憲法に関連する諸問題を検討するだけでなく、対案となる憲法論や政策も提示してきたが、それ以降も、政府の安全保障政策の動向や改憲問題について継続的に検討してきた。それに関する論稿を収録したのが、②と③である。

③では、特に民主党政権下の安全保障と憲法論も立ち入って検討しているのは、現安倍政権に継承されていくような側面の憲法論的な考察もしておかなければならない歴史的意味があるからである。

②に関する本書の特色としては、これまであまり検討されてこなかった集団的自衛権論に対する憲法論的検討を行っていることと、集団的自衛権行使容認論に対しては従来の政府見解に依拠する批判だけでは不十分で、集団的自衛権自体の否定論（放棄論）を提案していることと、集団的自衛権（制度）否定論に代わる対案として、持論の永世中立論とそれに基づく北東アジアの平和構想を提示している点である。

①については、2011年3月の福島原発事故をきっかけに、原発に関する憲法論として、脱原発を指向する原発違憲論を提唱した論稿を収録している。これ

まで、原発に関する憲法論が不在であった状況で、筆者が市民による「原発を裁く民衆法廷」運動に理論的にかかわる中で、平和憲法との関連性も重視して考察したものである。また、原発の差止めを容認するような判決（大飯原発・福井地裁）も出てきたことから、原発の人権論として、「生命権的人格権」（筆者の造語）の意義と課題について考察する論稿も掲載している。

なお、本書の序章では、①～③を憲法論的に考えるさいの指針となる諸外国の平和と安全保障に関する憲法条項を概観している。日本の平和憲法との特色を比較憲法論的に考えるさいに参考になるとと思われる。本書収録論文の「初出論文」一覧については、下記に明示しておく。

【初出論文一覧】

はしがき 書き下ろし

序章 各国憲法の平和・安全保障方式と世界平和樹立の課題

※憲法研究所・上田勝美編『平和憲法と人権・民主主義』法律文化社、
2012年10月

第1章 原発と憲法—原発違憲論の考察—

※大阪経済法科大学21世紀社会研究所紀要4号、2013年3月

第2章 原発に関する生命権的人格権論の意義と検討課題

—大飯原発・福井地裁判決に関連して—

※書き下ろし

第3章 憲法の「歴史的発展」史観に立つ憲法9条と永世中立論の再考

※杉原泰雄・樋口陽一・森英樹編『戦後法学と憲法』（長谷川正安先生追悼論集）、日本評論社、2012年5月

第4章 集団的自衛権と永世中立—日本国憲法9条との関係での考察—

※豊下楯彦・澤野義一・魏栢良編『北東アジアの平和構築』大阪経済法科大学出版部、2015年3月

第5章 民主党政権下の憲法政治の憲法論的検討

※龍谷法学44巻4号、2012年3月

第6章 安倍政権の改憲戦略と安全保障政策の検討

※大阪経済法科大学法学論集、2015年1月

第7章 自民党憲法改正草案の検討

※大阪経済法科大学法学論集、2014年3月

このような本書を現在刊行する背景と意義および課題については、現安倍政権下の次のような憲法情勢に対する批判的検討と憲法理論の提示が必要と考えるからである。

第3次安倍政権を担うことになった安倍首相は、2015年1月5日の年頭記者会見において、「積極的平和主義」の下で世界の平和と安定に貢献していくことと、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いで平和国家としての歩みを進めていくことを指針に、70年安倍談話の発表、安保法制整備、原発再稼働、憲法改正のほか、アベノミクスなどの大胆な諸改革を行っていくと述べた。また、2月12日の首相施政方針演説において、安定した政権下で日本を取り戻すための戦後以来の大改革を断行するとして、外交・安保においては「あらゆる事態に切れ目のない対応」を可能とする安保法制整備、積極的平和主義による世界平和への貢献、日米同盟を基軸とする外交・安保などを推進していくと述べ、憲法改正に向けた国民的な論議を深めていくことも呼びかけた。

安倍首相は、これらの記者会見と施政演説において、戦後70年目にして日本の平和憲法（国家）を否定する、念願の「戦後レジームからの脱却」を改めて宣言したものとさえいえる。それは、改憲議席を有する国会の状況（小選挙区制による虚構の多数）と安定政権のチャンスを生かし、日米同盟の深化・グローバル化の要請を背景に「戦争ができる国家」と新自由主義政策（規制改革・反福祉国家）を指向する意図に基づいている。

「自民党改憲草案」は、そのような政策を正当化する内容で構想されているが、簡潔に言えば次のような特色を指摘できる。①憲法の3大原則（国民主権、平和主義、基本的人権尊重）などの否定による憲法改正限界を逸脱する反立憲主義。②天皇中心国家、公益による人権制限、国民義務の増設などによる新保守主義。③経済活動の徹底自由化と社会権軽視による新自由主義。④自衛権明記、海外派兵の容認、平和的生存権の否定、国民の戦争協力などの軍事的「平和主義」と、それに関連する緊急事態条項の新設。⑤首相の権力強化、議会制の軽視、国に対する地方の協力などの新国家主義。⑥環境権などの新しい権利の新設、などである。

この改憲草案を一挙に改憲提案することは困難なことから、これまで96条改憲（改正手続緩和）の先行が試みられたが国民の支持を得られなかった。9条改正論も恒常的に支持されてきていない。しかし、今後の明文改憲のスケジュールとしては、自民党議員の中から、2016年夏参院選後に国会で改憲を発議し、国民投票を行うという見解が提案されている。そのさい、9条改正は2回目以降の改憲発議とし、1回目は環境保護、緊急事態、財政健全化の3条項の新設を優先すると述べられている。

その一方で、明文改憲が困難なことから、特に9条改正については解釈改憲（行政運用や立法による改憲）によって行おうとしている。例えば、集団的自衛権行使容認等の閣議決定とそれに基づく安保法制整備、国家安全保障会議設置法による国家安全保障戦略策定や新防衛計画の閣議決定、軍事情報等の特定秘密保護法制定、武器輸出3原則撤廃の閣議決定、他国軍支援のためのODA大綱改定閣議決定などである。しかし、これらは違憲無効の閣議決定や立法である。とりわけ、2014年7月1日の集団的自衛権行使容認等の閣議決定とそれに基づく安保法制整備の具体化をめぐる、2015年5月以降、野党が厳しく批判する形で国会審議が行われているが、安全保障関連法案の違憲性が明白（2015年7月9日付『東京新聞』や同年7月11日付『朝日新聞』調査では圧倒的多数の憲法学者は違憲論）である以上、同法案は今後たとえ成立したとしても、閣議決定とともに撤回されるべきものである（これに関する違憲訴訟もありうる）。

安倍政権の原発政策については、福島原発事故の原因と責任を明確にしないで、原発の再稼働や海外輸出を行おうとしているが、原発再稼働については国民の多数が反対している状況下で、原発の存在や稼働の問題を原発被害の観点だけでなく、さらに進んで平和憲法や日米同盟などとの関連においても問題があることを明らかにしていく必要がある。また、福島原発事故が発生するまでは、原子力の軍事利用（核兵器の製造・保有・使用など）に対する違憲性については議論がなされてきたが、平和利用（原発の商業・電力利用）に対する違憲性についての論議は、平和憲法擁護論者からもほとんどなされてこなかった。それは、平和運動においては、核兵器廃絶運動には熱心に取り組むが、原発廃止運動を敬遠するという事態をもたらしてきた。そこには、原子力基本法

(1955年)により、原発が国民の生活水準の向上や平和目的に寄与し、民主・自主・公開の3原則を遵守して運用されるものとして容認されてきた背景がある。しかし、今後は原子力基本法自体の違憲性の検討や、核兵器廃絶と脱(反)原発運動の一体的追求が必要である。本書第2章は、この課題について考察している。特に読者の批判的な検討を請うところである。

なお、原発(稼働)と集団的自衛権(行使)に関するテーマは、安倍政権にとって重要課題であるが、それに対し本書は、筆者の持論である(非武装)永世中立論の視点からの批判と対案提起を行っている。これが本書の底流にある平和の憲法理論(思想)であることも、念のため明らかにしておきたい。

最後に、本書の出版にあたり、法律文化社の小西英央氏にお世話になり、感謝申し上げる次第である。

2015年7月中旬

澤野義一